

中東情勢の変化による建設資材への影響に係る対応について 一部改正

これまで、中東情勢の変化による影響で、石油精製品（ナフサ等）を原料とした建設資材の急激な物価変動等により、予定価格と実勢価格に乖離が生ずるおそれがあることや工事契約後の想定外の資材高騰・納期遅延により、円滑な施工の確保に支障をきたすおそれがあるため、**契約書第27条第5項（単品スライド条項）の請求があった際には指定品目にあつては工事材料毎で判定をすることなく、1品目としてスライド判定を行う（「特例措置」）ものとしていたところ**です。

今般、上記の単品スライドによる対応に加え、実際の購入金額を用いた**設計変更による対応**についても、**受注者が選択できるよう改正すること**としました。

これによって、**より実態に即した増額が可能となり、中小企業等の収益圧迫の解消等に繋がる**ものと考えております。

概 要

●新規に発注する工事への対応

・発注時に、**指定品目にあつては工事材料毎で判定をすることなく、1品目としてスライド判定を行う（「特例措置」）又は、実際の購入金額を用いて設計変更を行うことができることを入札公告等に記載**します。

・発注時の**指定品目に係る官側積算は刊行物をベース**に行うものとし、**使用する刊行物の項目、内容等については、特記仕様書に記載**します。なお、見積採用単価が含まれる場合は、入札参加者へ事前に交付します。

・**設計変更による対応**を行う場合は、契約後に**受注者から指定品目の工事契約時単価と実際の購入単価を証明する資料**を監督官へ提出することで、**受注者の工事契約時単価と実際の購入単価との差額を設計変更にて計上**します。

・**単品スライドによる対応**を行う場合は、**各指定品目をまとめた1品目**（各品目を区分しない）**としてスライド判定**を行います。

●既に契約済みの工事への対応

・**新規に発注する工事と同様に指定品目にあつては工事材料毎で判定をすることなく、1品目としてスライド判定を行う（「特例措置」）又は、実際の購入金額を用いて設計変更を行うことを可能**とします（監督官へ材料単価を証明する資料の提出が必要です）

適用開始日

○新規発注

令和8年7月31日以降に入札公告を行うものから適用します。

○既契約又は令和8年7月31日以前に入札公告を行った工事

受発注者間で協議のうえ、実施できることとします。